

静岡県立大学 SDGs イニシアティブ推進委員会規程

令和2年4月1日 規程第191号

改正 令和3年7月5日、令和4年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学において令和元年11月28日の「静岡県立大学 SDGs 宣言」に基づく事業を推進するため、静岡県立大学 SDGs イニシアティブ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) SDGs の教育に関すること。
- (2) SDGs の研究に関すること。
- (3) SDGs に関わる地域貢献に関すること。
- (4) SDGs に関わる大学運営に関すること。
- (5) その他 SDGs に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（地域貢献担当）
- (3) 学長補佐（SDGs 担当）
- (4) 委員長が指名した者
- (5) 地域連携コーディネーター
- (6) 別表に掲げる学部・研究科（院）等の単位から選出された者 各単位1名
- (7) 事務局長
- (8) 経営戦略部長
- (9) 教育研究推進部長
- (10) 広報委員長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第3号の者をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(運営委員会)

第6条 委員会の所掌事務を推進するため、委員会に静岡県立大学イニシアティブ運営委員会を設け、第3条第1項第2号から第5号の者を委員とする。

2 運営委員会に委員長を置き、第3条第1項第3号の者をもってこれに充てる。

3 運営委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(学長への報告)

第7条 委員長は、委員会での審議状況、結果について、別に定める時期までに学長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 この委員会の庶務は、経営財務室において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条第6号関係）

	学部・研究科（院）等の単位
1	薬学部 薬学研究院
2	食品栄養科学部 食品栄養環境科学研究院
3	国際関係学部 国際関係学研究科
4	経営情報学部 経営情報イノベーション研究科
5	看護学部 看護学研究科
6	短期大学部
7	グローバル地域センター